

- 3 道路の位置 下益城郡松橋町大字曲野字大坪 243 番 3
- 4 道路の幅員 6.01 メートル
- 5 道路の延長 29.33 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 9 月 30 日
- 7 指定番号 宇城景建第 22 号

**熊本県公告第 808 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定に基づき、県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業（区画整理）計画を変更したので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業につき異議があるものは、縦覧期間満了後 15 日以内に申し立てられたい。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営羊角湾周辺地区（木原工区）土地改良事業（区画整理）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成 16 年 10 月 19 日から平成 16 年 11 月 16 日まで
- 3 縦覧場所  
天草町役場

**熊本県公告第 809 号**

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 16 年 10 月 18 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日  
平成 16 年 10 月 12 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 有限会社工藤産業  
菊池郡合志町幾久富 1866-2  
代表取締役 橋本 静秋  
熊本県知事許可（般－12）第 14879 号
  - (2) 大栄建設有限会社  
菊池市大琳寺 292-12  
代表取締役 山崎 正則  
熊本県知事許可（般－11）第 14733 号
  - (3) 有限会社米村石材  
菊池市雪野 8-2  
代表取締役 米村 茂明  
熊本県知事許可（般－14）第 13397 号
  - (4) 有限会社東熊建設  
阿蘇郡南小国町赤馬場 1723  
代表取締役 後藤 勝美  
熊本県知事許可（般－12）第 03559 号
  - (5) 有限会社竹下建設  
菊池郡大津町大林 860-2  
代表取締役 竹下 真二  
熊本県知事許可（般－12）第 00630 号
- 3 処分の内容  
建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実  
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成 16 年 7 月 30 日付けで公告したが、その公告の日から 30 日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。  
このことが、建設業法第 29 条の 2 第 1 項の規定に該当すると認められる。

**熊本県公告第 810 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営有明地区（大楠工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成16年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営有明地区（大楠工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年10月19日から平成16年11月16日まで
- 3 縦覧場所  
有明町役場

**熊本県公告第811号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営有明地区（大楠工区）土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成16年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営有明地区（大楠工区）土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年10月19日から平成16年11月16日まで
- 3 縦覧場所  
有明町役場

**熊本県公告第812号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営有明地区（楠甫工区）土地改良事業（暗渠排水）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成16年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営有明地区（楠甫工区）土地改良事業（暗渠排水）計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成16年10月19日から平成16年11月16日まで
- 3 縦覧場所  
有明町役場

**熊本県公告第813号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字福富字五反畑 869 番  
2,380.65 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡益城町大字福富 779 番地  
福永 明

**熊本県公告第814号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年10月18日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
鹿本郡植木町大字広住字迎原 588 番 3、同字浦田 1043 番、同 1044 番、同 1046 番、同 1055 番、同 1059 番 1、同 1059 番 2、同 1059 番 3、同 1059 番 4、同 1060 番、同 1061 番、同 1062 番、同 1063 番、同 1065 番 1、同大字小野字烏帽子 1022 番 12 及び里道の一部  
11,875.72 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鹿本郡植木町大字広住 1061 番地  
永広 公彦